

山梨県特別養護老人ホームに関する基準を定める条例等の一部を改正する条例（平成二十七年山梨県条例第十一号）新旧対照表（第六系関係）

新	旧
<p>附 則</p> <p>（介護予防訪問介護に関する経過措置）</p> <p>第二条 略</p> <p>第三条 略</p> <p>3・4 略</p> <p>5 第三項のサービス提供責任者は、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者であつて、専ら旧指定介護予防訪問介護に従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する旧指定介護予防訪問介護の提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号。附則第六条第六項において「指定地域密着型サービス基準」という。）第三条の四第一項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。）又は指定夜間対応型訪問介護事業所（同令第六条第一項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。）の職務に従事することができる。</p> <p>6・7 略</p> <p>（介護予防通所介護に関する経過措置）</p>	<p>附 則</p> <p>（介護予防訪問介護に関する経過措置）</p> <p>第二条 略</p> <p>第三条 略</p> <p>3・4 略</p> <p>5 第三項のサービス提供責任者は、介護福祉士その他厚生労働大臣が定める者であつて、専ら旧指定介護予防訪問介護に従事するものをもって充てなければならない。ただし、利用者に対する旧指定介護予防訪問介護の提供に支障がない場合は、同一敷地内にある指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号</p> <p>）第三条の四第一項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。）又は指定夜間対応型訪問介護事業所（同令第六条第一項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業所をいう。）の職務に従事することができる。</p> <p>6・7 略</p> <p>（介護予防通所介護に関する経過措置）</p>

ビス条例第九十九条第一項に規定する指定通所介護事業者をいう。
) 又は指定地域密着型通所介護事業者(指定地域密着型サービス基
準第二十条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう
。)の指定を併せて受け、かつ、旧指定介護予防通所介護の事業と
指定通所介護(居宅サービス条例第九十八条に規定する指定通所介
護をいう。)又は指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービ
ス基準第十九条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。)の事
業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合について
は、居宅サービス条例第百一条第一項から第三項まで又は指定地域
密着型サービス基準第二十一条第一項から第三項までに規定する設
備に関する基準を満たすことをもって、第二項から第四項までに規
定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第八条 略

2 旧指定介護予防通所介護の事業を行う者が前項に規定する第一号
通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受けている場合にあつて
は、附則第六条第六項中「指定通所介護事業者(居宅サービス条例
第九十九条第一項に規定する指定通所介護事業者をいう。)又は指
定地域密着型通所介護事業者(指定地域密着型サービス基準第二十
条第一項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。)」と
あるのは「介護保険法第百十五条の四十五第一項第一号ロに規定す
る第一号通所事業(旧指定介護予防通所介護に相当するものとして
市町村が定めるものに限る。)に係る指定事業者」と、「指定通所
介護(居宅サービス条例第九十八条に規定する指定通所介護をいう
。)又は指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービス基準第
十九条に規定する指定地域密着型通所介護をいう。)の事業」とあ
るのは「当該第一号通所事業」と、「居宅サービス条例第百一条第

ビス条例第九十九条第一項に規定する指定通所介護事業者をいう。
)

の指定を併せて受け、かつ、旧指定介護予防通所介護の事業と
指定通所介護(居宅サービス条例第九十八条に規定する指定通所介
護をいう。)

の事
業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合について
は、居宅サービス条例第百一条第一項から第三項まで

に規定する設
備に関する基準を満たすことをもって、第二項から第四項までに規
定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第八条 略

2 旧指定介護予防通所介護の事業を行う者が前項に規定する第一号
通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受けている場合にあつて
は、附則第六条第六項中「指定通所介護事業者(居宅サービス条例
第九十九条第一項に規定する指定通所介護事業者をいう。)

と
あるのは「介護保険法第百十五条の四十五第一項第一号ロに規定す
る第一号通所事業(旧指定介護予防通所介護に相当するものとして
市町村が定めるものに限る。)に係る指定事業者」と、「指定通所
介護(居宅サービス条例第九十八条に規定する指定通所介護をいう
。)

の事業」とあ
るのは「当該第一号通所事業」と、「居宅サービス条例第百一条第

一頂から第三項まで又は指定地域密着型サービス基準第二十二条第一項から第三項までに規定する」とあるのは「市町村の定める当該第一号通所事業の」と読み替えるものとする。

3 略

一頂から第三項までに規定する」とあるのは「市町村の定める当該第一号通所事業の」と読み替えるものとする。

3 略